

ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム ときわ燕

利用料金のご案内(要介護3～5、加算要件)

要介護3		個室(ユニット)					居住費 (日)	食費(日)	日額	月額
区分	施設サービス費 (日)	加算料金(日)								
		日常生活継続支 援加算	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	夜勤職員配置加 算	栄養マネジメント 加算				
第1段階	762	46	12	23	46	14	820	300	2,023	60,690
第2段階	762	46	12	23	46	14	820	390	2,113	63,390
第3段階	762	46	12	23	46	14	1,310	650	2,863	85,890
第4段階	762	46	12	23	46	14	1,970	1,380	4,253	127,590

要介護4		個室(ユニット)					居住費 (日)	食費(日)	日額	月額
区分	施設サービス費 (日)	加算料金(日)								
		日常生活継続支 援加算	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	夜勤職員配置加 算	栄養マネジメント 加算				
第1段階	828	46	12	23	46	14	820	300	2,089	62,670
第2段階	828	46	12	23	46	14	820	390	2,179	65,370
第3段階	828	46	12	23	46	14	1,310	650	2,929	87,870
第4段階	828	46	12	23	46	14	1,970	1,380	4,319	129,570

要介護5		個室(ユニット)					居住費 (日)	食費(日)	日額	月額
区分	施設サービス費 (日)	加算料金(日)								
		日常生活継続支 援加算	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	夜勤職員配置加 算	栄養マネジメント 加算				
第1段階	894	46	12	23	46	14	820	300	2,155	64,650
第2段階	894	46	12	23	46	14	820	390	2,245	67,350
第3段階	894	46	12	23	46	14	1,310	650	2,995	89,850
第4段階	894	46	12	23	46	14	1,970	1,380	4,385	131,550

※1上記金額の合計と月額利用料は30日で計算しています。介護職員処遇改善加算を含んでおりませんので、月によって多少金額が異なります。

※2介護職員処遇改善加算・・・サービス利用料金に係る加算を含んだ単価に8.3%を乗じた一割の金額が加算されます。

※3上記の金額以外で、以下、必要に応じて介護サービス加算が算定される場合がございます。

○経口維持加算(I)400円/月・・・経口で食事摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者の方に対し、多職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合に算定できる。

○経口維持加算(II)100円/月・・・協力歯科医療機関を定めており、経口維持加算(I)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定できる。

○経口移行加算28円/月・・・経管により食事を摂取する入所者が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に算定できる。

○療養食加算18円/月・・・医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の療養食の提供が行われた場合に算定できる

○看取り介護加算・・・医師が終末期にあると判断した入所者の方について、医師、看護師、介護職員が共同して、入所者本人又はご家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に死亡日を含む、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき以下の通り算定できる。

・死亡日以前4日以上30日以下144円/日 ・死亡日の前日及び前々日680円/日 ・死亡日1,280円/日

○若年性認知症入所者受入加算120円/日・・・若年性認知症入所者(40～60歳で認知症と診断されて介護保険2号保険者になった方)に対して介護を行った場合に算定できる。

○初期加算30円/日・・・(I)新規入所した場合、入所日より30日間。

(II)30日を超える入院が終了し、再び施設入所を開始した日より30日間。

○外泊時加算246円/日・・・入院した場合及び居宅等に外泊した場合に算定できる。(入院又は外泊した日の翌日から6日間。)